

## 基本方針、判断基準における再生利用等実施率目標について

## 新たな基本方針の目標について（業種別に達成すべき目標値）

- 1．食品循環資源の再生利用等の実施率目標の設定にあつては、今後、再生利用等の一層の促進を図るために、判断基準省令において、個々の事業者の取組状況に応じた再生利用等の実施率目標（以下「基準実施率」という。）を新たに設定し、取組が遅れている食品関連事業者の底上げを図ることとしている。
- 2．一方で、平成19年2月の最終とりまとめにおいて「現行制度において簡潔明瞭な目標としての機能を果たした一律の実施率目標についても（略）業種別に各業種において達成されていることが望ましい実施率に関する目標を基本方針で定めることが必要である」とされている。
- 3．このことから、1において食品関連事業者ごとに設定された基準実施率をもとに、すべての食品関連事業者が当該基準実施率どおりに再生利用等の取組を行った場合に達成されるであろう再生利用等の実施率を業種別に設定し、食品リサイクル法にもとづく全体の取組の評価とするアウトカム指標とすることが適当であると考えられる。
- 4．基本方針に定める業種別の目標値の設定にあたっては、農林水産省統計部が毎年実施している「食品循環資源の再生利用等実態調査」の調査対象を活用した。  
具体的には、  
平成17年度の調査実績をもとに、各調査対象ごとの翌年度の基準実施率を算出し、総務省「事業所・企業統計」より算出した係数で推計を行い、次に、調査対象ごとに算出された の推計値を業種別に積上げ全体を推計する。  
翌年度からは 、 を繰り返し、5年後に到達する推計値を算出する。
- 5．各食品関連事業者が達成を目指す再生利用等の実施率目標は、1において設定した基準実施率であり、各食品関連事業者に対する指導等が必要な場合は、この基準実施率に対する達成状況を判断の根拠として実施することとなる。

## 各事業者の基準実施率算出に用いる増加ポイント等の設定について

### 1. 増加ポイント等の設定について

判断基準省令で新たに措置する各食品関連事業者の達成すべき目標値である基準実施率を算出する際に用いる増加ポイントの設定の仕方について検討したところ、以下のとおりとすることが適当であると考えられる。

前年度の基準実施率区分	増加ポイント
20%以上50%未満	2%
50%以上80%未満	1%
80%以上	維持向上

### 2. 基準実施率区分の設定について

基準実施率区分の設定については、

食品循環資源の再生利用等の取組が進んでいる食品関連事業者を適正に評価するとともに、取組の進んでいない食品関連事業者の底上げを図る必要があることから一律ではなく、区分することが適当である。

また、区分の範囲については、

ア 食品産業全体の平成17年度食品循環資源の再生利用等実施率は重量ベースで52%であることから、この50%という実施率を区分の一つの目安として考えられること（参考）

イ 再生利用等実施率が80%以上については、相当程度再生利用等が進んでいると評価することができること

から、基準実施率の区分の範囲については、20%以上50%未満、50%以上80%未満、80%以上と区分することが適当と考えられる。

### 3. 増加ポイントの設定について

2の区分に応じた増加ポイントの設定については、

平成18年度までの再生利用等の実施率の目標値である20%を達成した事業者から、5年後の再生利用等実施率は10%程度の増加が限界との声が強いこと

再生利用等実施率が50%以上の事業者は、再生利用等に全く取り組んでいない状態から再生利用等を実施するのに比べ、取組が困難となる場合が多いこと

再生利用等実施率が80%以上の事業者については、相当程度再生利用等が進んでいると評価することができること

から、20%以上50%未満については2%、50%以上80%未満については1%、80%以上については現在の再生利用等実施率を維持向上させることが適当と考えられる。

(参考)

## 食品循環資源の再生利用等の実施率の推移

平成13年度

	年間発生量 (万t)	再生利用等の 実施率 (%)	発生抑制 (%)	減量化 (%)	再生利用 (%)	再生利用の用途別仕向割合(%)			
						肥料化	飼料化	油脂及び 油脂製品化	メタン化
食品製造業	464	60	4	8	48	44	50	6	0
食品卸売業	72	32	4	0	28	40	56	5	-
食品小売業	236	23	4	2	17	53	34	13	-
外食産業	320	14	4	2	9	43	40	18	-
<b>食品産業計</b>	<b>1,092</b>	<b>37</b>	<b>4</b>	<b>4</b>	<b>28</b>	<b>44</b>	<b>47</b>	<b>8</b>	<b>0</b>

資料：「平成14年食品循環資源の再生利用等実態調査報告」農林水産省統計部より計算。

注：計と内訳が一致しない場合があるのは、四捨五入のためである。

平成14年度

	年間発生量 (万t)	再生利用等の 実施率 (%)	発生抑制 (%)	減量化 (%)	再生利用 (%)	再生利用の用途別仕向割合(%)			
						肥料化	飼料化	油脂及び 油脂製品化	メタン化
食品製造業	483	66	6	4	56	46	50	3	0
食品卸売業	75	36	3	1	32	54	43	4	-
食品小売業	260	25	3	2	20	60	30	11	-
外食産業	313	12	3	2	8	33	44	24	-
<b>食品産業計</b>	<b>1,131</b>	<b>40</b>	<b>4</b>	<b>3</b>	<b>33</b>	<b>48</b>	<b>47</b>	<b>6</b>	<b>0</b>

資料：「平成15年食品循環資源の再生利用等実態調査報告」農林水産省統計部より計算。

注：計と内訳が一致しない場合があるのは、四捨五入のためである。

平成15年度

	年間発生量 (万t)	再生利用等の 実施率 (%)	発生抑制 (%)	減量化 (%)	再生利用 (%)	再生利用の用途別仕向割合(%)			
						肥料化	飼料化	油脂及び 油脂製品化	メタン化
食品製造業	487	69	4	3	62	52	45	3	0
食品卸売業	74	45	4	1	41	61	35	4	-
食品小売業	262	23	4	2	18	49	42	9	-
外食産業	312	17	4	2	10	40	47	13	-
<b>食品産業計</b>	<b>1,135</b>	<b>43</b>	<b>4</b>	<b>2</b>	<b>36</b>	<b>51</b>	<b>44</b>	<b>4</b>	<b>0</b>

資料：「平成16年食品循環資源の再生利用等実態調査報告」農林水産省統計部より計算。

注：計と内訳が一致しない場合があるのは、四捨五入のためである。

平成16年度

	年間発生量 (万t)	再生利用等の 実施率 (%)	発生抑制 (%)	減量化 (%)	再生利用 (%)	再生利用の用途別仕向割合(%)			
						肥料化	飼料化	油脂及び 油脂製品化	メタン化
食品製造業	490	72	5	5	62	55	42	3	0
食品卸売業	75	41	6	2	33	42	57	1	-
食品小売業	260	28	4	1	22	41	49	9	1
外食産業	310	17	3	1	12	45	40	13	2
<b>食品産業計</b>	<b>1,136</b>	<b>45</b>	<b>4</b>	<b>3</b>	<b>37</b>	<b>52</b>	<b>43</b>	<b>5</b>	<b>0</b>

資料：「平成17年食品循環資源の再生利用等実態調査報告」農林水産省統計部より計算。

注：計と内訳が一致しない場合があるのは、四捨五入のためである。

平成17年度

	年間発生量 (万t)	再生利用等の 実施率 (%)	発生抑制 (%)	減量化 (%)	再生利用 (%)	再生利用の用途別仕向割合(%)			
						肥料化	飼料化	油脂及び 油脂製品化	メタン化
食品製造業	495	81	5	3	73	48	48	3	1
食品卸売業	74	61	4	1	56	44	47	8	1
食品小売業	263	31	4	2	25	51	35	12	2
外食産業	304	21	4	4	13	53	25	20	2
<b>食品産業計</b>	<b>1,136</b>	<b>52</b>	<b>4</b>	<b>3</b>	<b>45</b>	<b>49</b>	<b>44</b>	<b>6</b>	<b>1</b>

資料：「平成18年食品循環資源の再生利用等実態調査報告」農林水産省統計部より計算。

注：計と内訳が一致しない場合があるのは、四捨五入のためである。

# 新たな食品循環資源の再生利用等実施率の目標について(案)

## 基本方針に規定

## 業種別の目標値

### 業種別再生利用等実施率目標(重量ベース)

平成24年度までに、業種別に下記実施率目標を達成することを目標とする。

食品製造業 85% (81%)	食品小売業 45% (31%)	
食品卸売業 70% (61%)	外食産業 40% (21%)	( )内はH17年度統計実績。

目標値は、最新の統計調査結果を現行水準と捉えた上で、個々の事業者の取組が計画どおり進んだ場合に、達成される水準として設定。  
数値は、事業者ごとの目標値を算出するための増加ポイントが、以下に示す案どおり設定された場合の値。

基本方針に定められた目標値を達成するため、食品関連事業者は以下の措置を講じる。

## 判断基準省令に規定

## 食品関連事業者が達成すべき目標値

### 食品関連事業者ごとの発生抑制目標

発生原単位が、目標年度までに主務大臣が定める業種・業態ごとの基準発生原単位を下回ること。

$$\text{発生原単位} = \frac{\text{発生量}}{\text{売上高・製造数量等}}$$

分母は、食品廃棄物等発生量と密接な関係を有する数値を想定。

### 食品関連事業者ごとの再生利用等実施率目標

食品関連事業者の再生利用等実施率が、毎年度、食品関連事業者ごとに設定された当年度の基準実施率を上回ること。

$$\text{再生利用等実施率} = \frac{\text{当年度における発生抑制の実施量} + \text{再生利用の実施量} + \text{熱回収の実施量} \times 0.95( ) + \text{減量実施量}}{\text{当年度における発生抑制の実施量} + \text{発生量}}$$

熱回収の実施量については、熱回収省令に定める「熱回収の基準」を満たす場合のみ算入可能。

また、食品廃棄物の残さ(灰分に相当)率が5%程度であり、この部分は利用できないことを考慮し、0.95を乗じる。

基準実施率 = 前年度の基準実施率 + 前年度基準実施率に応じた増加ポイント(A)  
(但し、平成19年度の基準実施率は、平成19年度再生利用等実施率(実績)とする。)

増加ポイント(A) =

前年度の基準実施率区分	増加ポイント
20%以上50%未満	2%
50%以上80%未満	1%
80%以上	維持向上

平成19年度再生利用等実施率が20%未満の場合は、20%として基準実施率を計算する。

1 食品循環資源の再生利用等実施率算定手順

**STEP 1** 平成19年度の食品循環資源の再生利用等実施率を下記計算により算出します。

$$\text{平成19年度食品循環資源の再生利用等実施率} = \frac{\text{平成19年度(再生利用量 + 熱回収量} \times 0.95 \text{ ( ) + 減少量)}}{\text{平成19年度発生量}}$$

熱回収量については、熱回収省令に定める『熱回収の基準』を満たす場合のみ算入可能。

また、食品廃棄物の残さ(灰分に相当)率が5%程度であり、この部分は利用できないことを考慮し、0.95を乗じる。

平成19年度再生利用等実施率が20%未満の場合は、これを20%とします。

**STEP 2** 平成19年度の食品循環資源の再生利用等実施率(実績)を用いて、各食品関連事業者の目標となる基準実施率を算出します。

基準実施率 = 前年度の基準実施率 + 前年度基準実施率に応じた増加ポイント(A)  
(但し、平成19年度の基準実施率は、平成19年度再生利用等実施率(実績)とする。)

増加ポイント(A) =

前年度の基準実施率区分	増加ポイント
20%以上50%未満	2%
50%以上80%未満	1%
80%以上	維持向上

(例) A事業者

STEP1で算出した平成19年度再生利用等実施率(実績)が45%の場合、

基準実施率	計算式	結果
平成20年度	45% + 2%	= 47%
平成21年度	47% + 2%	= 49%
平成22年度	49% + 2%	= 51%
平成23年度	51% + 1%	= 52%
平成24年度	52% + 1%	= 53%

この基準実施率が、A事業者の目標となります。

A事業者は、毎年度、当該年度の基準実施率を上回る取組を行う必要があります。

**STEP 3** 各食品関連事業者は、毎年度、基準実施率の達成状況を下記計算式により確認します。

$$\text{当該年度食品循環資源の再生利用等実施率} = \frac{\text{当該年度(発生抑制量 + 再生利用量 + 熱回収量} \times 0.95 \text{ ( ) + 減少量)}}{\text{当該年度(発生量 + 発生抑制量)}}$$

熱回収量については、熱回収省令に定める『熱回収の基準』を満たす場合のみ算入可能。

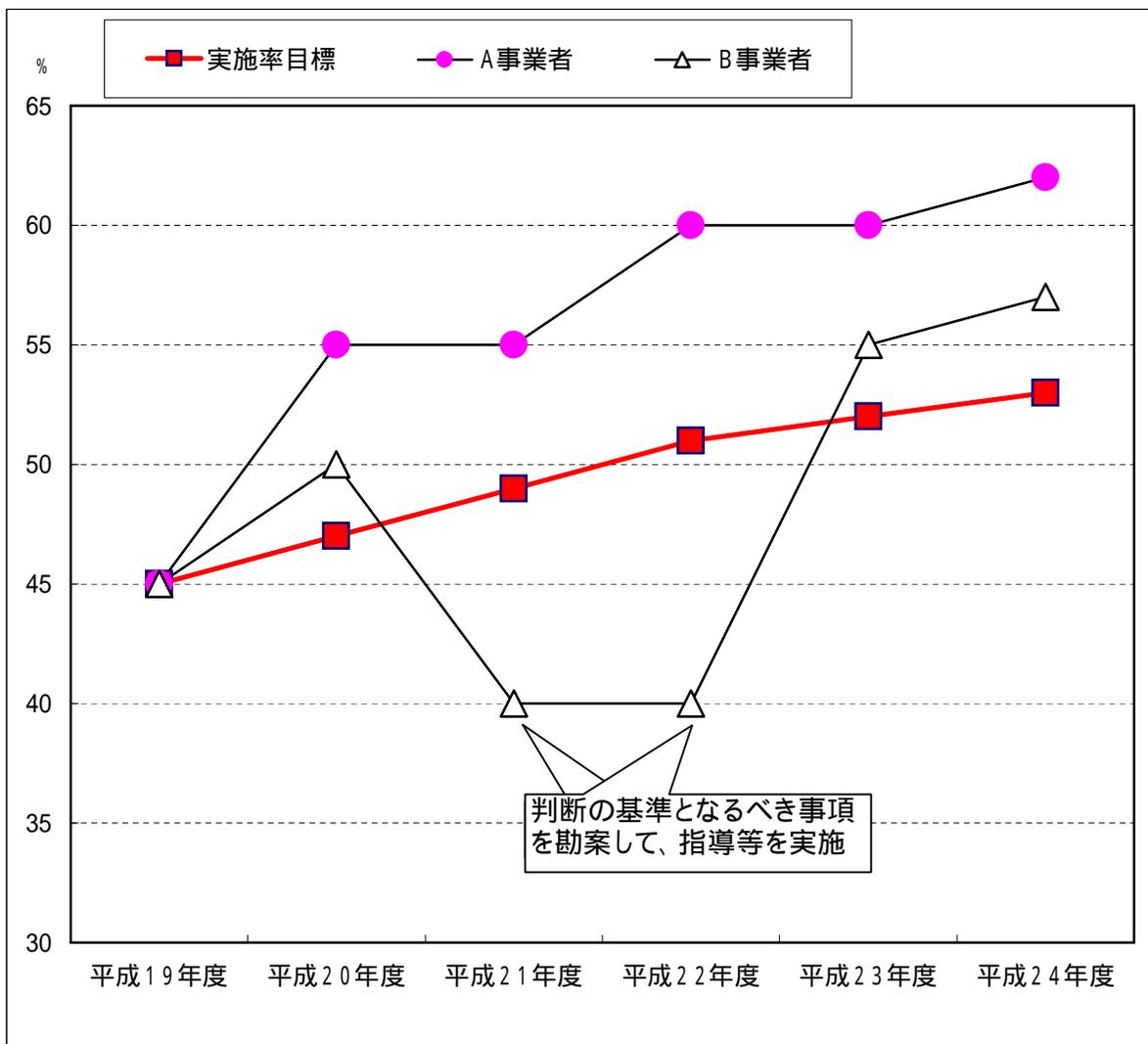
また、食品廃棄物の残さ(灰分に相当)率が5%程度であり、この部分は利用できないことを考慮し、0.95を乗じる。

## 2 食品循環資源の再生利用等実施率目標運用イメージ

増加ポイント =

基準実施率区分	増加ポイント
20%以上50%未満	2%
50%以上80%未満	1%
80%以上	維持向上

	基準年度	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	増加率 (24年度 - 19年度)
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
<b>実施率目標</b>	<b>45</b>	<b>47</b>	<b>49</b>	<b>51</b>	<b>52</b>	<b>53</b>	<b>8</b>
A事業者	45	55	55	60	60	62	17
B事業者	45	50	40	40	55	57	12



## 用語解説

発 生 量 : 当該年度中に発生した食品廃棄物等の量( + + + )

発生抑制量 : 平成19年度発生原単位から当該年度発生原単位を除いた値に、当該年度の発生量と密接に関係を有する数値で乗じた量

再生利用量 : 当該年度中に再生利用過程に投入された食品循環資源の量

熱 回 収 : 当該年度中に熱回収に投入された食品循環資源の量

減 量 量 : 当該年度中に減量の効果として減少した食品廃棄物等の量

処 分 量 : 当該年度中に処分された食品廃棄物等の量

【捕捉】 発生抑制量 : 発生抑制量の算出は以下のとおり。

$$\left. \begin{array}{l} \cdot A = \text{発生量} \\ \cdot B = \text{発生量と密接な関係を有する数値(売上高、製造数量等)} \end{array} \right\} \text{発生原単位} = \frac{A}{B}$$

$$\text{発生抑制量} = \left( \begin{array}{cc} \text{平成19年度} & \text{当該年度} \\ \text{発生原単位} & \text{発生原単位} \end{array} \right) \times \text{当該年度} B$$

発生抑制量の算出については、

新たな再生利用等実施率目標において、法の施行年度である平成19年度を基準として毎年度取り組むべき目標を算出していくこと

各食品関連事業者がそれぞれの方法で行っていた算出方法を今後統一していく必要があること

新たな政省令及び基本方針への施行が平成19年12月であることから、新制度に対応する適正なデータがとれる最も早い年度を考慮する必要があること

から、平成19年度を比較年度とする。

算出した発生抑制量が「マイナス」の場合は、発生抑制量は「ゼロ」となります。